

出雲市污水处理施設整備計画（概成計画）の検討結果について

全国的に下水道整備が進み、改築更新の時代にあって、かねてから国土交通省は、整備が遅れている全国の自治体に対し、早期の整備完了を要請されてきました。

本市に対しても、令和 18 年度の整備完了を目標とする現計画「出雲市污水处理施設整備計画（概成計画）」の見直しを継続的に要請されてきたところです。

こうした中、現在の概成計画が 5 年目を迎え、集合処理区域の見直しを行う年にあたることから、国の要請も踏まえ、令和 3 年度に計画の再検討を行いました。

1. 現在の概成計画

◆経過

- ・平成 26 年 1 月 国交省、農水省、環境省連名で、早期（概ね令和 8 年度まで）完了を目指し、污水处理施設整備構想を見直すよう通知
- ・平成 28 年 4 月 集合処理区域を縮小し、「出雲市污水处理施設整備計画（概成計画）」を策定
- ・国からは、5 年を基本として定期的に内容を点検するほか、社会情勢の変化などに合わせて適宜見直しを行うよう通知

◆計画概要

計画期間 : 平成 29 年度から令和 18 年度までの 20 年間

計画区域 : 【集合処理区域】 流域関連公共下水道事業
全体計画面積: 4,268.8ha (前計画から△1,356.4ha)
【個別処理区域】 合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置）

計画指標 : 污水处理人口普及率 98.3%（概成計画完了時点）

◆現在の状況（集合処理区域）

- ・事業計画（認可）区域面積 : 3,800.0ha（令和 8 年度までに概ね整備が完了する区域）
- ・事業計画（認可）区域外面積: 468.8ha（令和 9 年度以降に整備を予定している区域）
⇒この 468.8ha を今回の検討対象区域としています。

2. 検討の方法

- ・上記の 468.8ha の区域を対象に集合処理（流域関連公共下水道）と個別処理（合併処理浄化槽）の経済比較
- ・効率的な事業推進を図るべきとの国の指導（※）を踏まえ、検討区域内において既に約 6 割（令和 2 年度末時点）が合併処理浄化槽を使用されている実態も加味し、比較検討を行った。

※令和 3 年 11 月通知「污水处理施設の 10 年概成に向けたアクションプランの点検・見直しについて」

3. 検討の結果

全ての検討区域（16ブロック）で合併処理浄化槽が多く設置されており、残った未水洗化家屋（単独処理浄化槽、汲み取り）を集合処理（流域関連公共下水道）とするよりも個別処理（合併処理浄化槽）で整備していくほうが経済性で有利となる結果となりました。

4. 現計画の見直しについて

令和9年度以降の流域関連公共下水道で整備予定の区域について、合併処理浄化槽での普及区域に変更する方向で、計画見直しを進めます。

5. スケジュール

令和4年度～7年度

- ・関係機関との協議
- ・市民や関係者への周知、説明
- ・今後の国の公共下水道予算の動向や未整備区域を残す他自治体の状況の注視、検討

令和8年度

- ・出雲市污水处理施設整備構想の変更
- ・出雲市污水处理施設整備計画（概成計画）の変更
- ・流域関連公共下水道事業 全体計画区域の変更

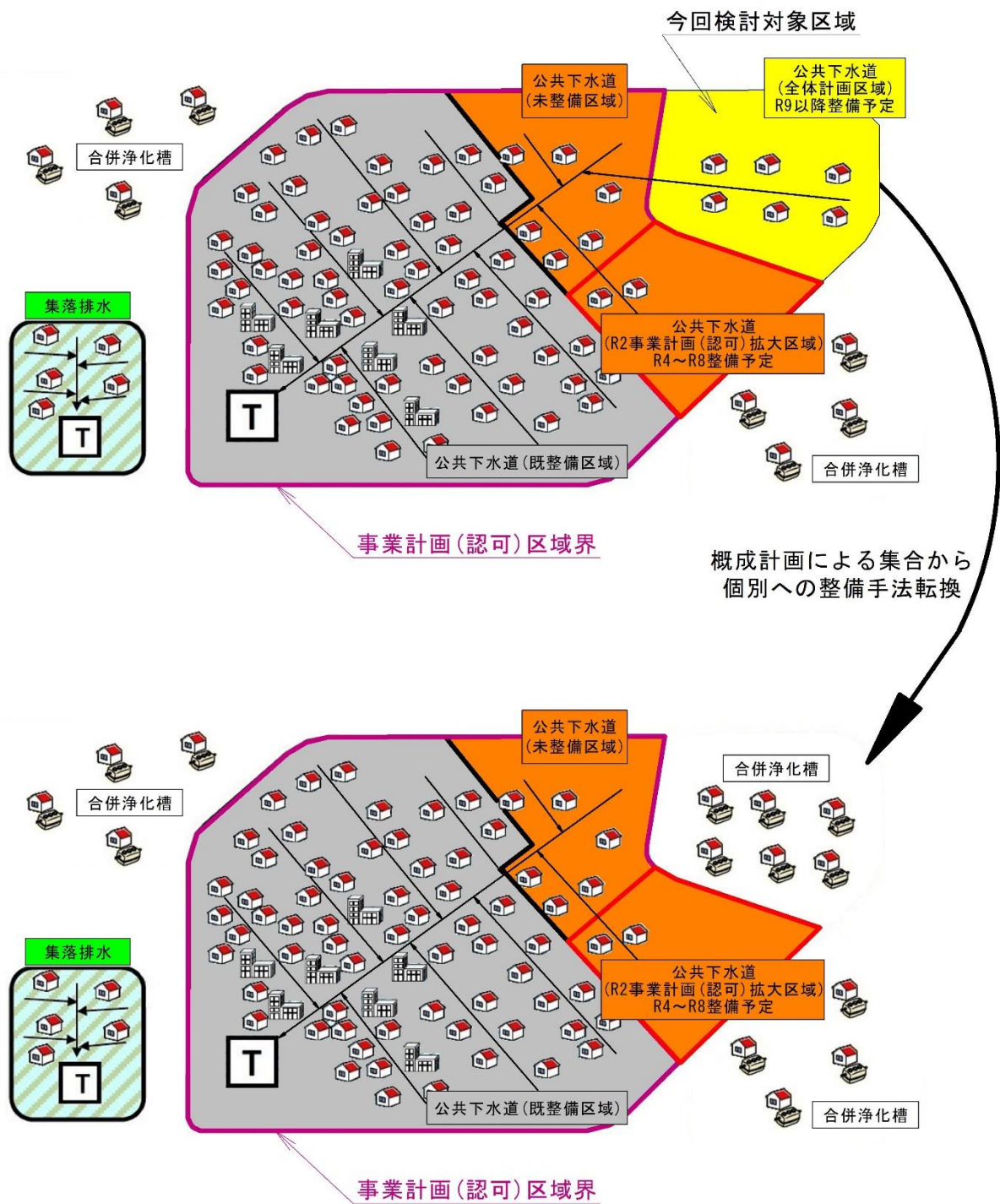
合併浄化槽の整備状況を考慮した集合処理と個別処理の経済性の比較結果

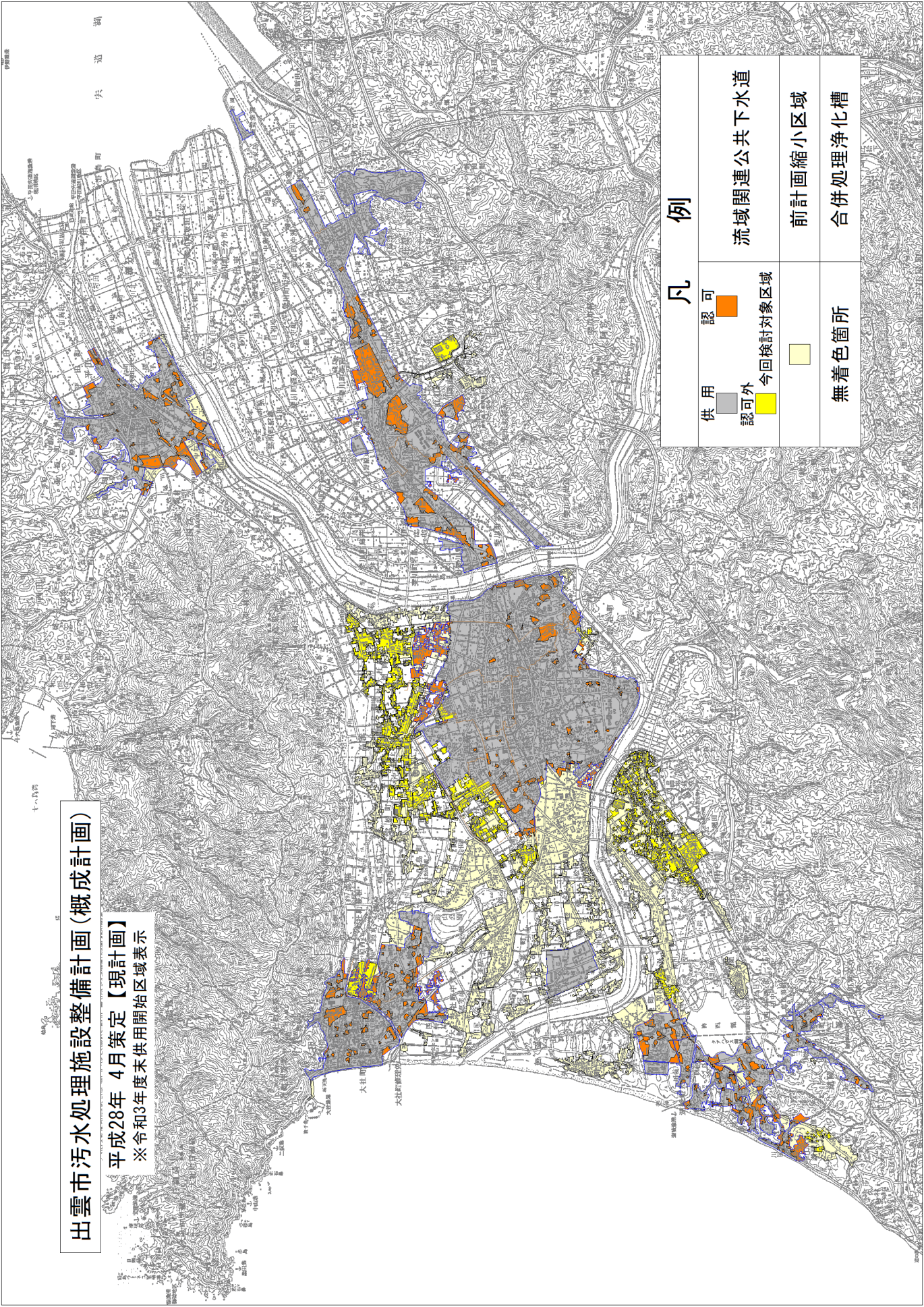
（単位：百万円/年）

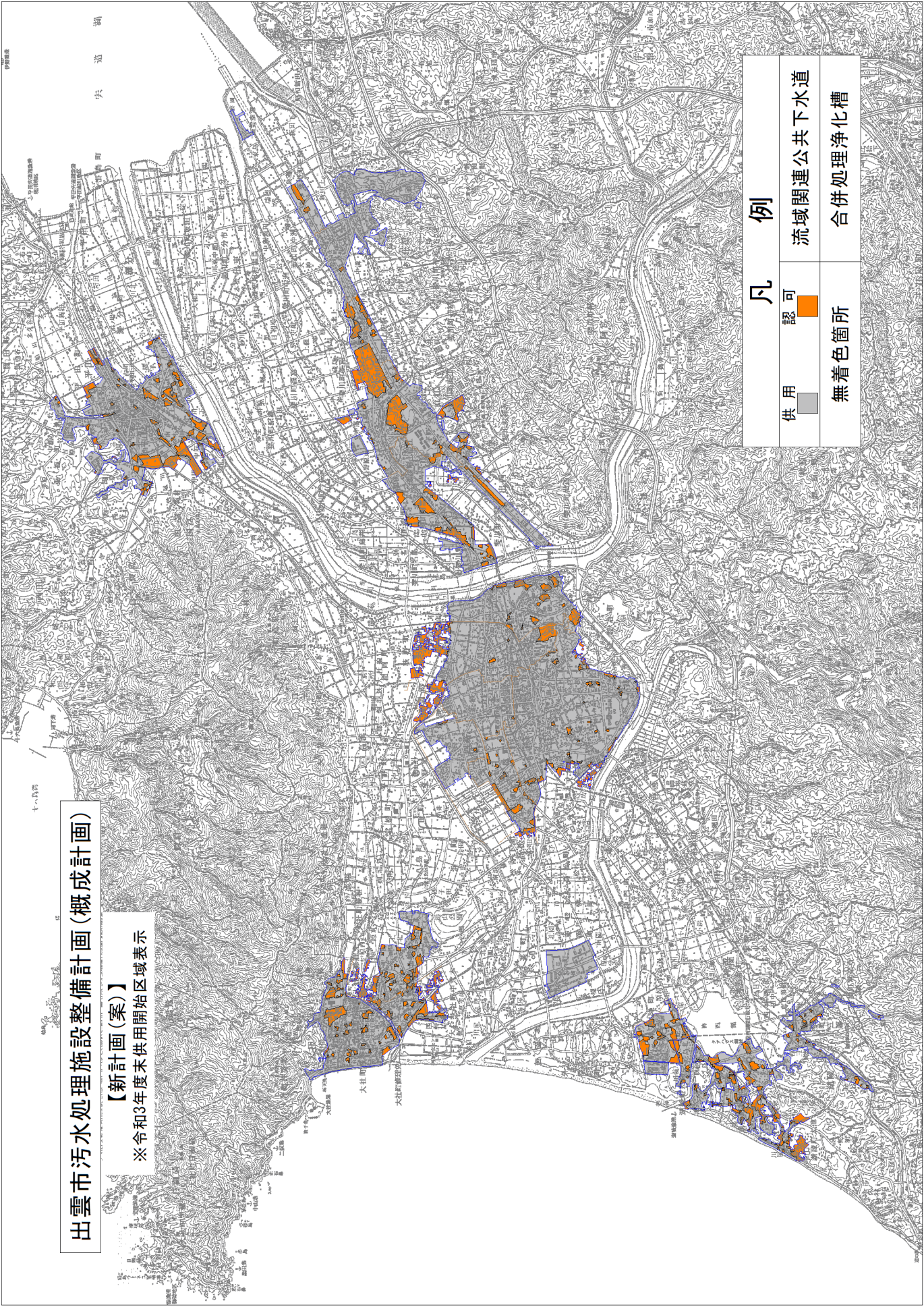
ブロック	集合処理			個別処理			判定
	1年あたり 建設費	1年あたり 維持管理費	計	1年あたり 建設費 ※1	1年あたり 維持管理費	計	
稲岡①	23.89	15.86	39.75	4.15	33.18	37.33	個別有利
稲岡③	21.90	12.85	34.75	4.68	22.57	27.25	個別有利
稲岡④	22.77	11.13	33.90	6.15	22.71	28.86	個別有利
稲岡⑤	15.65	7.02	22.67	2.04	19.59	21.63	個別有利
稲岡⑧	14.54	12.85	27.39	2.31	23.44	25.75	個別有利
稲岡⑨	7.75	4.57	12.32	1.25	5.57	6.82	個別有利
今市	4.00	2.84	6.84	0.72	5.46	6.18	個別有利
塩冶③	0.71	0.63	1.34	0.12	0.35	0.47	個別有利
塩冶④	3.27	1.41	4.68	0.43	1.31	1.74	個別有利
大島③	7.77	4.37	12.14	2.06	8.94	11.00	個別有利
神門②	137.84	100.65	238.49	29.93	155.97	185.90	個別有利
下大津	38.36	22.58	60.94	12.50	48.01	60.51	個別有利
四絡②	15.67	8.55	24.22	3.20	16.48	19.68	個別有利
四絡③	45.92	31.29	77.21	14.88	60.23	75.11	個別有利
四絡④	3.68	2.26	5.94	0.99	4.53	5.52	個別有利
湖陵③	3.21	3.79	7.00	0.76	3.59	4.35	個別有利
合計	366.93	242.65	609.58	86.17	431.93	518.10	個別有利

※1 未水洗化家屋（単独処理浄化槽、汲み取り）を対象に算出

「効率的な整備手法への見直し」 イメージ図







出雲市汚水処理施設整備計画(概成計画)

【新計画(案)】
※令和3年度末供用開始区域表示

凡 例	
供 用 認 可	流域関連公共下水道
無着色箇所	合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の設置補助金制度

- 1 公共下水道事業計画策定(認可)区域及び特定環境保全公共下水道事業計画策定(認可)区域外、農業集落排水事業・漁業集落排水事業・小規模集合排水処理事業及びコミュニティプラント事業区域外、出雲市浄化槽施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項に規定する区域外、神西緑ヶ丘団地以外の区域であること。
- 2 専用住宅(居住の用に供する一戸建)、併用住宅(居住部分の延床面積が2分の1以上の一戸建)又は集会所に設置する10人槽以下の浄化槽であること。ただし、賃貸住宅は除きます。

補助金額及び令和2年度実績

(単位: 基・千円)

合併処理浄化槽の大きさ と 補助金額				
人槽区分	5人槽	7人槽	10人槽	計
延床面積	150m ² 以下	150m ² 超	台所・浴槽が2か所以上 → 二世帯・大家族世帯用	
補助金額	332	414	548	
補助基数	198	47	6	251
合計補助金額	65,736	19,458	3,288	88,482

* 浄化槽の大きさの決定は、延べ床面積のみによらない場合もあります。

合併処理浄化槽の維持管理補助金制度

維持管理補助金は、設置の翌年度から公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の供用開始まで又は、市が管理するまでの間、**年間 15,000 円／基**を補助します。

- 1 専用住宅(居住の用に供する一戸建で、共同住宅及び長屋建住宅を除く。)、併用住宅(居住部分の延床面積が2分の1以上の一戸建)又は集会所に設置された10人槽以下の合併処理浄化槽であること。ただし、賃貸住宅は除きます。
- 2 保守点検及び清掃業者と浄化槽にかかる保守点検清掃契約をかわし、浄化槽の状態が適正に保たれていること。
- 3 年度内に浄化槽の清掃(汚泥の引き抜きを伴う)がされていること。
- 4 浄化槽法第7条又は法第11条の規定による法定検査を受検し、改善の指摘を受けた場合、すみやかに改善のための処置を行ったものであること。

令和2年度実績 (単位: 基・千円)

補助基数	合計補助金額
6,272	94,080